

令和7年度改正建築基準法 よくある質問と回答

令和7年6月2日

	質問	回答	備考
1	構造の必要な添付図書は？	一概に決められるものではなく、例えば以下のようなものが考えられますが、正確には「確認申請・審査マニュアル」第3版p62～76でご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・仕様表 ・基礎地盤説明書 ・構造詳細図 ・標準図等 ・壁量（1/4バランスを含む）及び柱頭柱脚金物計算書 	
2	仕様表を付けない場合、どんな添付図書が必要になるか？	仕様表を添付しない場合、各種構造図（基礎伏図、各階伏図、小屋伏図及び軸組図）の添付が必要になります。	
3	仕様表には設計者の記名が必要ですか？	必要です。	
4	構造詳細図とはどんなものか？	基礎、屋根、及び外壁の構造詳細図です。なお、屋根及び外壁については矩計図の添付に変わることができます。正確には「確認申請・審査マニュアル」第3版P66でご確認ください。	
5	構造特記仕様書やRC標準図の添付は必要ですか？	構造仕様規定である場合は添付不要です。構造計算ルート1等、一貫計算をされる場合は添付必要です。また、長期使用構造等確認業務及び性能評価申請の構造計算ルート1等において耐震等級を取得される場合は添付必要です。	
6	耐力壁や継手仕口の標準図とはどのような図面ですか？	「確認申請・審査マニュアル」第3版P67～70を参照してください。	
7	地盤調査に関して必要な添付図書はどんなものか？	基礎・地盤説明書を添付し、調査方法や地耐力を明らかにしていただく必要があります。なお、スクリーウエイト試験等による地盤調査を実施された場合は当該調査報告書（地盤改良が必要な場合は当該地盤改良計画書を含む）で設計者の記名したものを添付いただければ結構です。	
8	基礎・地盤説明書は添付必要ですか？	基礎・地盤説明書に記載すべき明示事項が仕様表に網羅して記載されていれば、基礎・地盤説明書の添付は不要です。ただし、仕様表にて、地耐力の設定方法を「地盤調査に依る」と記載されている場合は、地盤調査書（調査の結果、地盤改良が必要となる場合は地盤改良検討書も含む）の添付が無いと確認は下せませんので注意してください。なお、地耐力の設定方法は、建築基準法施行令第93条の表に依るのか、地盤調査に依るのかを明確にしてください。	
9	基礎立ち上がり部分の補強筋（縦筋・あばら筋）について、主筋へのフック掛けは必ず必要ですか？	ユニット鉄筋である場合やフック無しの構造計算をしている場合は、フック無しにすることができます。その他、基礎スパン表（（公財）日本住宅・木材技術センターのスパン表）で検討している場合もフック無しにすることができます。（「確認申請・審査マニュアル」第3版P115～116）	

10	必要壁量の根拠資料の添付は必要ですか？	確認申請においては添付不要です。性能表示等（長期確認、性能評価、フラット35）においては添付が必要です。センターへ確認申請と性能表示等を同時に申請される場合は、設計側と審査側双方の省力化のため、確認申請と性能表示等の両方に、それぞれ必要な構造関係の図書をあわせて、それぞれの申請書に提出いただくようお願いします。
11	特定木造建築物に該当する構造計算には何がありますか？	原則、構造計算をすると特定木造建築物には該当しませんが、基礎（H12告示1347号第2）、柱小径（H12告示1349号第2）、柱頭柱脚金物（H12告示1460号ただし書）に限り、これらの構造計算をしても特定木造建築物には該当します。特定木造建築物に該当しない構造計算は、S62告示1899号の計算があります。また、四分割法を偏心率で計算する場合も特定木造建築物に該当しないため注意してください。
12	特定木造建築物に該当することでメリットは何がありますか？	特定木造建築物に該当することで、各伏図や軸組図の添付が不要となります。また、確認が下りた後のプラン変更において、構造耐力上不利側となる変更（例えば耐力壁量の減少や、壁倍率の減少、等）を行っても、計画変更確認ではなく“軽微な変更”で処理が可能となります。
13	外部ピロティの柱脚に装飾金物を使用します。注意点はありますか	ダボによって基礎コンクリートと接合する場合は、建築基準法施行令第42条第1項第3号（H28告示690号）の検討が必要となりますので注意してください。
14	耐力壁はS56告示1100号の仕様ではなく大臣認定仕様ですが、認定書の写しは提出必要ですか？	原則、必要ですが、当センターが保管している認定書、又はインターネットから確認できる場合は添付は求めません。なお、認定書は表紙だけでなく、別添も合わせて一式で必要となりますので注意してください（メーカー等から取り寄せてください）。
15	準耐火建築物ですが、層間変形角の計算書の提出が必要なのですか？	原則、必要ですが、軸組構法の場合は建築基準法施行令第46条4項の必要壁量を1.25倍して検討することで層間変形角計算書を添付不要とすることができます。また、枠組壁工法の場合は、H13告示1540号に適合する場合は層間変形角計算書を添付不要とすることができます。
16	従来、軒高9m超えの場合は構造計算ルート2が必要であり、また、構造設計一級建築士の関与が必要でしたが、建築基準法改正によりどのように変わりましたか？	建築基準法改正により軒高の制限は撤廃されました。高さ16m以下、地上2階建て、かつ延べ面積300㎡以下であれば、構造仕様規定による検討が可能です。高さ16m以下であり、地上3階建て又は延べ面積300㎡超の場合は、構造計算ルート1が必要です。高さ16m超又は地上4階建ての場合は、構造計算ルート2以上とし、構造設計一級建築士の関与が必要です。
17	屋根ふき材の検討（H12年告示1458号によるピーク風力係数を用いた風圧力と、屋根葺き材の強度を比較検討された資料）とはどのようなものですか。	別添1の参考資料を送付します。内容をご確認のうえ当該資料の作成をお願いします。

18	新設の補強CB造の塀について、控え壁を省略したいため構造計算をしますが、構造計算書の提出は必要ですか？	必要です。	
19	構造仕様規定ではなく、許容応力度計算により検討する場合の注意点を教えてください。	安全証明書及び屋根葺材の耐風計算書の添付が必要となりますので注意してください。	
20	確認申請の構造図書に設計者の記名は必要ですか？	建築基準法施行規則第1条の3において、正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載が求められています。	